## 旭川市障害福祉サービス支給決定等基準

# 平成31年4月 旭川市福祉保険部障害福祉課

## 目 次

第	1	趣旨······1
	1	支給決定等の性質
	2	支給決定等の要否
	3	支給決定等基準の位置付け
		その他
-		支給決定等の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第	3	支給決定等の実施主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
-		対象者の確認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
-		支給量について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第6	3	支給量から乖離する場合の支給決定等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第7	7	「介護扶助」及び「介護保険給付」と総合支援法の「自立支援給付」の関係について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1	介護扶助との適用関係
		介護保険給付との適用関係(介護保険優先の原則と例外)
第8	3	介護給付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1	居宅介護
	2	重度訪問介護
	3	同行援護
	4	行動援護
	5	療養介護
	6	生活介護
	7	短期入所
	8	重度障害者等包括支援
		施設入所支援
第9	9	訓練等給付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
		自立訓練(機能訓練・生活訓練)
	2	宿泊型自立訓練
	3	就労移行支援
	4	就労継続支援
	5	就労定着支援
	6	
	7	
第	10	・地域相談支援について・・・・・・・・・・・19
	1	
	2	地域相談支援(地域定着支援)

## 旭川市障害福祉サービス支給決定等基準

#### 第1 趣旨

この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)における障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)及び地域相談支援に係る地域相談支援給付費等を支給する旨の決定(以下「地域相談支援給付決定」という。)を公平かつ適正に行うことを目的に、平成19年3月23日付け障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「介護給付費等の支給決定等について」の第四の5の規定に基づき、支給決定及び地域相談支援給付決定(以下「支給決定等」という。)の基準を定めるものとする。

#### 1 支給決定等の性質

支給決定等は、特定の事業者又は施設からサービス提供を受けるべき旨を決定するものではなく、障がい者又は障がい児の保護者から申請された種類の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用について公費で助成することの要否を判断するものである。

#### 2 支給決定等の要否

支給申請が行われたときは、当該申請を行った障がい者等の障害支援区分又は障がいの種類及び程度、心身の状況、介護を行う者の状況、サービス等利用計画案その他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。)第12条で定める事項を勘案して支給の要否を決定する。

## 3 支給決定等基準の位置付け

支給決定等基準は形式のいかんにかかわらず行政手続法(平成5年法律第88号)第5条に規定する審査基準(支給申請に対する決定処分を行う際の基準)に位置づけられる。

北海道知事が支給決定障がい者等から市長が行った支給決定等に関する審査請求を受けた場合は、基本的には、この支給決定等基準に照らして審査を行うこととなる(北海道の不服審査基準となる。)。

#### 4 その他

この基準に定めのない事項は、厚生労働省から発出されている「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」によるものとする。

## 第2 支給決定等の流れ

障害福祉サービスの利用について介護給付費,特例介護給付費,訓練等給付費及び特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受けようとする場合は,サービスの種類ごとに支給申請を行う。

申請を受けた場合は、申請をした障がい者等の障害支援区分やその障がいの種類・程度、支援者の介護を行う者の状況等をもとに、支給が必要かどうか、必要な場合は計画相談支援事業者やそれ以外の者が作成したサービス等利用計画案(セルフプラン、仮プランと呼ばれているプランを含む。)の内容を勘案して支給量を決定し、障害福祉サービスの利用となる(基本的な流れについては下図参照のこと。)。

なお,地域相談支援又は訓練等給付のうち障害支援区分の認定を要しない支給申請を行う場合や, 障がい児の支給申請の場合は,下図の流れのうち4~9は不要である。

## 支給決定等までの基本的な流れ 申請 サービス等利用計画案の提出依頼 2 障害支援区分認定調査 3 医師意見書 一次判定(コンピュータ判定) 5 市町村審査会(二次判定) 6 7 市町村長へ判定結果を通知 障害支援区分の認定 8 申請者に認定結果通知 10 サービス利用意向聴取 サービス等利用計画案の提出 1 2 支給決定案の作成 1 3 支給決定 申請者に支給決定通知 1 4 1 5 サービス等利用計画の作成 サービス利用

## 第3 支給決定等の実施主体

支給決定等は、申請者である障がい者等の居住地の市町村が支給決定等をするのが原則となる。ただし、施設等所在地の支給決定事務及び費用負担が過大とならないよう、例外として一定の施設等の入所・入居者については、入所・入居する前に居住地を有していた市町村が支給決定等及び給付の実施主体となり、このことを「居住地特例」という。

「居住地特例」の対象には次に掲げる施設等が該当する。

- (1) 障害者支援施設
- (2) のぞみの園
- (3) 児童福祉施設
- (4) 療養介護を行う病院
- (5) 生活保護法第30条第1項ただし書の施設(救護施設など。)
- (6) 共同生活援助を行う住居(当分の間の経過措置)

## 第4 対象者の確認について

障害福祉サービス又は地域相談支援の利用を希望する者が、給付の対象者であるかどうかを次に掲げる対象者の区分に応じ、当該区分に定める証書類で確認をする。

さらに、障害福祉サービス又は地域相談支援ごとに決められた利用条件に当てはまることが必要となる。

- (1) 身体障害者 身体障害者手帳
- (2) 知的障害者 療育手帳(療育手帳を有しない場合は、北海道立心身障害者総合相談所に意見を求めて確認する。)
- (3) 精神障害者 ① 精神障害者保健福祉手帳
  - ② 精神障がいを事由とする年金を現に受けていることを証明する書類
  - ③ 精神障がいを事由とする特別障害給付金を受けていることを証明する書類
  - ④ 自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。)
  - ⑤ 医師の診断書(原則として主治医が記載し,国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることを確認できる内容であるもの。)
- (4) 難病等対象者 医師の診断書,特定医療費(指定難病)受給者証,指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等(児童も同じ扱いとする。)
- (5) 障害児 ① 障害者手帳(身体・療育・精神)
  - ② 特別児童扶養手当を受給していることを証明する書類
  - ③ 障害者手帳を有さず、特別児童扶養手当を受給していない場合、障がいの有無の確認に当たっては、年齢等を考慮して、必ずしも診断名を有しなくても、障がいが想定され、支援の必要性が認められればよいものとし、必要に応じ児童相談所等からの意見や医師の診断書等を求めて確認する。

## 第5 支給量について

支給決定等を行う場合には、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類ごとに支給量を設定し、それを基に次に示す様々な勘案事項を考慮して月を単位として支給決定等を行う。なお、各サービスごとに掲げる支給量は、「標準」であって、一律に支給したり上限とするものではない。

- 1 障害福祉サービスの勘案事項(施行規則第12条)
  - (1) 障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況
    - ア 障がいの種類及び程度は障害者手帳等の記載内容だけでなく, 障がいがあるために日常 生活にどのような支障があるのかの状況を確認する必要がある。
    - イ その他心身の状況とは、申請者のADL、IADLの状況、医療の優先度の高さ、入院の 必要性等を勘案する。
  - (2) 介護を行う者の状況

介護を行う者(障がい児にあっては保護者の状況)の有無,年齢,健康状態及び就労状態を勘案する。また,障がい児に係る居宅介護においては,重度の障がいのため日常生活を営むのに著しく支障がある障がい児本人に着目するだけではなく,属する家庭を対象として判断をする。

短期入所についても、介護を行う者の疾病その他の状況が一時的なものか、継続的なものなのかを勘案する。

- (3) 介護給付費等の受給状況
- (4) 障害児通所支援又は指定入所支援の利用状況
- (5) 介護保険給付に係る居宅サービスの利用状況 介護保険給付と障害福祉サービスとの適用関係についての状況を勘案する。
- (6) 他の保健医療サービス又は福祉サービス利用の状況 申請されたサービス以外のサービス利用状況(インフォーマルなサービス含む。)を踏まえ、支 給決定により、当該障がい者等が全体としてどのようなサービスを受けながら日常生活を行うか
- (7) 障害福祉サービス利用に関する意向の具体的内容 希望するサービスの具体的な内容やどのような利用の意向があるのか勘案する。また、社会参加の意欲を含め、本人がどのような生活をしていきたいのかの意向確認も行う。
- (8) 障害者等の置かれている環境 住宅の構造,立地や生活環境(通所,通院の距離又は交通手段の有無)等を勘案する。
- (9) 障害福祉サービスの提供体制の整備状況

把握しながら, 状況を勘案する。

- 2 地域相談支援の勘案事項(施行規則第34条の35)
  - (1) 障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況
  - (2) 障害者に関する地域相談支援給付費等の受給状況
  - (3) 障害者に関する保健医療サービス又は福祉サービス等(前号を除く。)の利用状況
  - (4) 当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向の具体的内容
  - (5) 当該障害者の置かれている環境
  - (6) 当該申請に係る地域相談支援の提供体制の整備の状況

## 第6 支給量から乖離する場合の支給決定等について

障害福祉サービス又は地域相談支援の種類ごとに定める支給量から乖離する支給の申請があった場合,適正かつ公平な支給決定を行うため,旭川市障害者自立支援審査会に支給要否決定(案)等必要な書類を提示し意見聴取を行い,それを踏まえて支給決定等を行う。

なお、利用中の障害福祉サービスの有効期間満了前に継続利用の意向があり、そのサービス内容支 給量に大幅な変更を伴わない場合は、改めて審査会に意見聴取を求めることなく支給決定等できるも のとする。

## 第7 「介護扶助」及び「介護保険給付」と総合支援法の「自立支援給付」の関係について

1 介護扶助との適用関係

介護保険法(平成9年法律第123号)と総合支援法とでは、給付内容が同一のサービスについては原則として介護保険法による給付が優先される。生活保護被保護者が介護保険の被保険者である場合、介護保険法の給付が総合支援法に優先して適用されるが、生活保護受給者で40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者が、医療保険に加入していない場合は、総合支援法(障害福祉サービス)が優先となる。

2 介護保険給付との適用関係(介護保険優先の原則と例外)

介護保険サービスに係る保険給付を優先させるのが原則である。しかし、障がい者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスのみでは、必要な支援を受けられない場合も想定され、障害福祉サービスの種類や利用者の状況を勘案する必要もあるので、一律に介護保険サービスを優先するものではない。

従って、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聞き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスのみで補えるか否か等の情報把握に努め、障害福祉サービスによる補足給付の可否を判断する。

なお、サービスの内容から、介護保険サービスに相当するものがない障害福祉固有のサービス(同行援護、行動援護、自立訓練、就労系サービス)については、利用要件を満たしている場合には利用することが可能(65歳以上の新規利用については一部制限あり。)である。

#### 第8 介護給付について

介護給付費は,障がいに起因する日常生活上継続的に必要な介護支援であり,居宅介護,施設入所, 生活介護などが該当する。

#### 1 居宅介護

サービス名称	居宅介護(身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助)
サービス内容	【身体介護】居宅における入浴、排せつ、食事介助等の利用者の身体に直接接
	触して行われる支援

	【家事援助】居宅における掃除、調理、洗濯、育児等の日常生活の援助を主目		
	的として行われる支援		
	【通院等介助】居宅から医療機関等へ外出する際の支援		
	【通院等乗降介助】居宅からヘルパー自らが運転する車両への乗降介助、乗車		
	前又は降車後の屋内外における移動等の介助		
対象者	【身体介護・家事援助・通院等介助(身体介護伴わない)・通院等乗降介助】		
	障害支援区分1以上(障がい児はこれに相当する心身の状態)である者		
	【通院等介助(身体介護伴う)】		
	ア 障害支援区分2以上に該当していること。		
	イ 障害支援区分の認定調査項目のうち,(7)から(オ)までに掲げる状態の		
	いずれか一つ以上に認定されていること。		
	(ア) 「歩行」 「全面的な支援が必要」		
	(イ) 「移乗」 「見守り等の支援が必要」,「部分的な支援が必要」又は		
「全面的な支援が必要」			
	(ウ) 「移動」 「見守り等の支援が必要」,「部分的な支援が必要」又は		
	「全面的な支援が必要」		
	(エ) 「排尿」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」		
	(オ) 「排便」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」		
支給量単位	【身体介護】 最小単位30分 以降30分		
	【家事援助】 最小単位30分 以降15分		
	【通院等介助】最小単位30分 以降30分		
	【通院等乗降介助】1回		
支給量	(単位:時間)		
	<del>-</del>		

障害支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
家事援助	2 0	2 1	2 5	2 5	3 1	3 1	_
身体介護	8	1 6	2 6	3 9	4 7	6 8	2 7
通院等介助	必要量						
通院等乗降介助	必要量						

支給期間 1年間の範囲内で認める期間

## (留意事項)

- 1 居宅介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。また、居 宅介護を行った場合は、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に 基づいて行われるべき時間に基づき算定されることに留意する必要がある。当初の居宅介護計 画で定めたサービス提供内容や提供時間が実際のサービスと合致しない場合には、速やかに居 宅介護計画の見直しや変更を行うこと。
- 2 1日に居宅介護を複数回利用する場合には、概ね2時間以上の間隔を空けるものとする。

なお, 別のサービス類型を使う場合は間隔が2時間未満の場合もあり得る。

- 3 所要時間30分未満の場合で算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。ただし、夜間、深夜、早朝の時間帯に提供する場合はこの限りではない。所要時間とは実際に居宅介護を行った時間をいうものであり、居宅介護のための準備に要した時間等は含まない。
- 4 単なる見守り時間は居宅介護の主目的とはならないため支援対象にはならない。
- 5 家事援助の中に含まれる育児支援には、沐浴や授乳等(具体例:①乳児の健康把握の補助、②児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援、③保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡補助等)のほか、利用者(親)と一体的に行う子ども分の掃除・調理・洗濯や、利用者の子どもが通院する際の付添い、保育所(場合によっては幼稚園)へ通院する際の送迎が含まれる。ただし、①利用者(親)が障がいによって家事や付添いが困難な場合、②利用者(親)の子どもが一人では対応できない場合、③他の家族等の支援が受けられない場合の要件を全て満たす場合に限ることとする。
- 6 次のいずれかに該当する場合には、同時に2人の居宅介護従業者から支援を受けることが可能となる。
  - (1) 障がい者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合
  - (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
  - (3) その他障がい者等の状況等から判断して前号までに準ずると認められる場合
- 7 共同生活援助に入居する者(体験的な利用を行う者を含む。)は、原則として入居中は居宅介護及び重度訪問介護を利用できない。
- 8 児童の家事援助については、保護者が行うものなので、児童については原則、家事援助の対象とはならない。しかし、真に必要がある場合には、保護者の養育状態や支援の必要性を勘案し、判断をする。
- (2) 通院等に関する介助(通院等乗降介助,通院等介助)

居宅介護の対象者に係る病院等への通院のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは総合支援法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動介助のサービス。

区分け	詳しい内容
病院等への通院	病院等に通院する場合
官公署での手続	官公署に公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる
	場合
	(官公署:国,都道府県及び市町村の機関,外国公館,指定地域移行支援
	事業所,指定地域定着支援事業所,指定特定相談支援事業所,指定障害児
	相談支援事業所)
障害福祉サービス	指定地域移行支援事業所,指定地域定着支援事業所,指定特定相談支援事
事業所の見学	業所及び指定障害児相談支援事業所における相談の結果,見学のため紹介
	された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合

#### (留意事項)

1 「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行う前後に連続して行われる

外出に直接関連する身体介護をいう。

- 2 院内の移動等の介助は、基本的には院内スタッフにより対応されるべきだが、場合により支援の対象となる。院内介助の必要がある場合には、必要に応じて相談すること。
- 3 通院等介助は、ヘルパー自らの運転する車両で移動する場合だけでなく、公共交通機関を利用する場合も対象となる。
  - (1) 通院等乗降介助を利用する場合 通院等乗降介助については、次のア及びイのいずれにも当てはまる場合に利用できる。 ア ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うこと。
    - イ 「乗車前又は降車後の屋内外における移動等の介助」又は「通院先での受診等の手続,移動等の介助」を行う場合
  - (2) 通院等介助(身体介護を伴う場合)を利用する場合 通院等のため、ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行う場合であり、 通院等のため乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20分~30 分程度以上)を要し、かつ、手間のかかる身体介護を行う場合に「通院等介助(身体介護を 伴う場合)」を利用できる。
  - (3) 通院等介助(身体介護を伴わない場合)を利用する場合 通院等介助(身体介護を伴う場合)の対象者に当てはまらない者,通院等乗降介助の利用 状況に当てはまらない者は,通院等介助(身体介護を伴わない場合)を利用できる。
  - (4) 通院等にあって「身体介護」を利用する場合

通院等介助(身体介護を伴う場合)の前後において、居宅における外出に直接関連しない 身体介護(例:入浴介助、食事介助など)に30分~1時間以上を要し、かつ、当該身体介 護が中心である場合には、それらの支援は通算して「居宅における身体介護」となる。

あらかじめ、このような利用形態である場合には身体介護のみの利用で通院に関する介助 を受けることができ、この場合、ヘルパー自らの運転する車両を使用するか否かは問わない。

#### 2 重度訪問介護

サービス名称	重度訪問介護		
サービス内容	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより行動		
	上著しい困難を有する障がい者で常時介護を要するものにつき、居宅において		
	身体・家事・外出時における介護を総合的に行う。		
対象者	次のいずれかに該当する者		
	ア 障害支援区分4以上であり、二肢以上に麻痺があり、認定調査項目のうち		
	「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定され		
	ていること。		
	イ 障害支援区分4以上であり、認定調査項目のうち行動関連項目等(12項		
	目)の合計点数が10点以上の者		
支給量単位	最小単位1時間 以降30分ごと (原則1日3時間以上)		

_	支給量			(単位:時間)	)
	障害支援区分	区分4	区分 5	区分6	
	重度訪問介護	生	2 2 2		
支給期間 1年間の範囲内で認める期間					

- 1 重度訪問介護は、比較的長時間に渡って介護が必要な方に対し、身体介護や家事援助、外出 支援、見守り等のサービスを包括的に提供するものであり、居宅介護と異なり、見守りに必要 な時間を含めて支給決定することが可能。
- 2 重度訪問介護と居宅介護は原則,併給は不可。
- 3 重度訪問介護は1日3時間以上の支給決定が基本になるが、利用者のキャンセル等により、 1事業者における1日の利用が3時間未満である場合についての報酬請求は3時間未満でも可能。
- 4 外出時における移動中の介護を行う場合は、外出のための身だしなみ等の準備、移動中及び 移動先における確認等の追加的業務が加わることを踏まえ、一定の加算を行うこととしている (移動介護加算)。これらの業務については、外出に係る移動時間等が長時間になった場合でも 大きく変わる支援内容ではないことから、4時間以上実施される場合は一律の評価となる。
- 5 障がい児については、15歳以上で、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第63条の 3の規定により児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、市長に通知 した場合、障がい者とみなし、障がい者と同様の手続に沿いながら支給の要否を判断する。

## 3 同行援護

(1) サービス概要

サービス名称	同行援護	
サービス内容 視覚障がいにより外出困難な障がい者(児)に対し、移動時及びタ		
	る必要な支援を行う。	
	ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代	
	読を含む)	
	イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護	
	ウ 排せつ、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助	
対象者	同行援護アセスメント票の項目中、「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれ	
	かが1点以上かつ「移動障害」の点数が1点以上の者	
支給量単位	最小単位30分 以降30分ごと	
支給量	必要量	
支給期間	1年間の範囲内で認める期間	

#### (留意事項)

1 平成30年4月以降は、身体介護を伴うか否かにかかわらず、共通の基本報酬となり、盲ろ

- う者(同行援護の対象要件を満たし、かつ聴覚障がい6級に該当する者),又は、障害支援区分3若しくは区分4の者を支援した場合の加算が創設された。
- 2 支給量については、個別の事情や要件を考慮し、支給決定を行う。
- 3 同行援護は障害福祉サービス固有のサービスのため、介護保険との併給が可能。
- 4 障がい児については、同行援護アセスメント票の調査を行い、「視力障害」「視野障害」「夜盲」 のいずれかが1点以上かつ「移動障害」の点数が1点以上の方が対象となる。

#### 4 行動援護

## (1) サービス概要

サービス名称	行動援護		
サービス内容	知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者(児)であって常		
	時介護を要するものにつき、当該障がい者(児)が行動する際に生じ得る危険		
	を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事		
	等の介護を行う。		
対象者	障害支援区分3以上であり、認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目		
	の合計点数が10点以上(障がい児にあってはこれに相当する支援の度合い)		
	の者		
支給量単位	最小単位30分 以降30分ごと		
支給量	必要量		
支給期間	1年間の範囲内で認める期間		

#### (留意事項)

- 1 行動援護の報酬算定は、その性格上、一般的に半日の範囲内にとどまると想定されるが、8 時間実施されるような場合には、報酬額は一定となる。また、行動援護の算定は1日1回までの算定となる。
- 2 事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援 護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備をし、それを活用し適切な支援を行 うための支援計画シート等を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録する必要がある。
- 3 支給量については、個別の事情や要件を考慮し、支給決定を行う。
- 4 行動援護は障害福祉サービス固有のサービスのため、介護保険との併給が可能。
- 5 障がい児は、12項目の調査等を行い障がい者の場合と同様、10点以上が対象となる。

#### 5 療養介護

サービス名称	療養介護	
サービス内容	重度の障がいを有する者であって、機能訓練・療養上の管理・医学管理などの	
	常時の介護を要するものにつき、病院において必要な介護を提供する。	
対象者	ア 筋萎縮性側索硬化症(ALS)等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管	
	理を行っている者であって、障害支援区分6の者	

	イ 筋ジストロフィー又は重度心身障がい害者であって、障害支援区分5以上
	の者
	ウ 旧重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であ
	って,指定療養介護事業所を利用するする者
支給量単位	1日
支給量	当該月の日数
支給期間	3年間の範囲内で認める期間

## 6 生活介護

(1) サービスの概要

サービス名称	生活介護			
サービス内容	施設において入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会			
	の提供を行う。			
対象者	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要			
	な者として次に掲げる者			
	ア 障害支援区分が下記の表に掲げるもの			
	50歳以上 50歳未満			
	施設入所者 障害支援区分3以上 障害支援区分4以上			
	在宅 障害支援区分2以上 障害支援区分3以上			
	イ 生活介護と施設入所支援との利用の組合せを希望する者であって,障			
	害支援区分がアより低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利			
	用計画の作成の手続を経た上で、利用の組合せが必要な場合であると市長が			
	認めた者			
	(ア) 法の施行時の身体・知的の旧法施設(通所施設含む。)の利用者(特定旧			
	法受給者)			
	(イ) 法施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者			
	(ウ) 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設(指定医療機			
	関を含む。)に入所している者			
	(エ) 新規の入所希望者(障害支援区分1以上の者)			
支給量単位	1日			
支給量	(当該月日数) - (8日)			
支給期間	3年間の範囲内で認める期間			

## 7 短期入所

サービス名称	短期入所
サービス内容	居宅において介護を行う者が、一時的に介護できない時に障害者支援施設等へ

	の短期間の入所を必要とする障がい者等に、入浴、排せつ及び食事の介護その	
	他必要な支援を行う。	
対象者	ア 障害支援区分1以上の者	
	イ 障がい児に必要とされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区	
	分における区分1以上に該当する児童	
	(ア) 区分3の支援の度合い	
	食事,排せつ,入浴及び移動のうち,3以上の日常生活動作について全	
	介助を必要とする場合における支援の度合い、著しい行動障がいを有する	
	場合における支援の度合い又はこれらに準ずる場合の支援の度合い	
	(イ) 区分2の支援の度合い	
	食事、排せつ、入浴及び移動のうち、3以上の日常生活動作について会	
	介助若しくは一部介助を必要とする場合における支援の度合い、行動障が	
	いを有する場合における支援の度合い又はこれらに準ずる場合の支援の	
	度合い	
	(ウ) 区分1の支援の度合い	
	区分3及び区分2に該当しない場合の支援の度合いであり、かつ、食事、	
	排せつ,入浴及び移動のうち一以上の日常生活動作について全介助又は一	
	部介助を必要とする場合における支援の度合い	
支給量単位	1日	
支給量	具体的な利用見込みがない場合・・7日/月	
	具体的な利用見込みがある場合・・必要な日数/月	
支給期間	1年間の範囲内で認める期間	
	·	

- 1 長期(連続)利用日数については、介護保険サービスの短期入所生活介護と同様に、30日までを限度とする。なお、連続して30日利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続した30日以内の利用は可能だが、短期利用加算は年間利用日数の初期の30日のみ算定が可能。
- 2 年間利用日数については、1年の半分(180日)が目安となる。ただし、長期(連続)利用日数や年間利用日数について、例えば、「介護者が急病や事故により、長期入院することとなった場合」等のやむを得ない事情がある場合においては、個別判断とする。

## 8 重度障害者等包括支援

サービス名称	重度障害者等包括支援	
サービス内容	常時介護を要する重度障がい者(児)に、居宅介護等によるヘルパーの派遣や	
	生活介護等による施設での日中支援を包括的に提供する。	
対象者	障害支援区分6(障がい児にあっては区分6に相当する支援の度合い。詳細は	
	留意事項参照)に該当する者のうち,意思疎通に著しい困難を有する者であっ	

て、次のいずれかに該当する者 ア 重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態 る障がい者のうち、次のいずれかに該当する者		
	(ア)人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 (イ)最重度知的障がい者 イ 認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上	
支給量単位	の者 報酬単位数/月	
支給量	内容について要否確認の上、必要単位数を決定する。	
支給期間	1年間の範囲内で認める期間	

※ 障がい児については、障がい者の認定調査項目と同様の80項目の調査及び四肢すべての麻痺等の有無の調査を行い、旭川市障害者自立支援審査会に重度障害者等包括支援の対象となることが適当であるか否かの意見を聴取した上で支給の要否を決定する。

## 9 施設入所支援

サービス名称	施設入所支援	
サービス内容	施設に入所する障がい者に、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	
対象者	ア 生活介護を受けている障害支援区分4以上(50歳以上の場合は区分	
	上)の者	
	イ 自立訓練又は就労移行支援(以下「訓練等」という。)を受けている者で	
	あって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認	
	められる者又は地域のおける障害福祉サービスの提供体制の状況その他や	
	むを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者	
	ウ 就労継続支援B型と施設入所支援との利用の組合せを希望する者又は生	
	活介護と施設入所支援との利用の組合せを希望する者であって、障害支援区	
	分4(50歳以上の者は障害支援区分3)より低い者で、指定特定相談支援	
	事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続を経た上で, 利用の組合	
	せが必要な場合であると市長が認めた者	
	(ア) 法の施行時の身体・知的の旧法施設(通所施設含む。)の利用者(特定旧	
	法受給者)	
	(イ) 法施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者	
	(ウ) 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障がい児施設(指定医療	
	機関を含む。)に入所している者	
	(エ)新規の入所希望者(障害支援区分1以上の者)	
支給量単位	1 日	
支給量	当該月の日数	

支給期間	3年間の範囲内で認める期間
------	---------------

- 1 施設入所支援は、日中に生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援A型・B型のいずれかとの組合せが必要となる。
- 2 利用予定(希望)している事業所の受入の可否や、入所施設の空き状況により、申請を受理しても調整がつくまで支給決定がなされないことがあり、その際には施設待機依頼を行うこととする。

## 第9 訓練等給付について

訓練等給付は、障がい者が地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的支援であり、機能訓練や生活訓練、就労に関する支援などが該当する。

## 標準利用期間について

サービス利用の長期化を防ぐために標準利用期間が定められているサービスがある(自立訓練(機能訓練・生活訓練),宿泊型自立訓練,就労移行支援,就労定着支援,自立生活援助)。

各サービスの標準利用期間については各サービスの概要を参照のこと。

## 標準利用期間を超えて利用する場合の支給決定について

標準利用期間のあるサービスについて利用者より標準利用期間を超えて継続更新の申請があった場合には、サービスの継続利用が必要であることを示す書類(再申請に至った経緯と必要性が記載された理由書、モニタリング票、アセスメント票)の提出を求め、その後、旭川市障害者自立支援審査会に必要な書類を提示し、個別審査又は意見聴取を行い、継続利用の必要性が認められた場合に限り、最大1年間の利用期間延長が認められる場合がある。就労定着支援は3年間の標準利用期間を超えて更新することはできない。

## 暫定支給決定について

自立訓練(機能訓練・生活訓練)・宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型は、当該事業の利用が適切かどうか、客観的な判断を行うため、暫定で支給決定を行った上で本支給決定を行う。

2か月間(支給決定日の属する月の翌月の末日)を上限として暫定支給決定を行うため、暫定支給 決定期間の満了日までに本支給決定の要否が決定できるよう期間終期の14日前までに「利用者のア セスメント内容(任意様式)」「個別支援計画(任意様式)」「計画に基づく支援実績(任意様式)」「計 画に基づく評価結果(任意様式)」を市に提出させ、暫定支給決定期間経過後の継続利用の適否を判断 する。

## 1 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)

サービス名称	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)
サービス内容	理学療法や作業療法その他の必要なり	入浴,排せつ及び食事等に関する自立

	ハビリテーション、生活等に関する相	した日常生活を営むために必要な訓
	談及び助言その他必要な支援を行う。	練、生活等に関する相談及び助言その
		他の必要な支援を行う。
対象者	地域生活を営む上で、身体機能・生活	地域生活を営む上で、生活能力の維
	能力の維持・向上等のため、一定の支	持・向上等のため,一定の支援が必要
	援が必要な者	な者
	ア 入所施設・病院を退所・退院した	ア 入所施設・病院を退所・退院した
	者であって、地域生活への移行等を	者であって,地域生活への移行等を
	図る上で身体的リハビリテーション	図る上で生活能力の維持・向上など
	の継続や身体機能の維持・回復など	の支援が必要な者
	の支援が必要な者	
	イ 特別支援学校等を卒業した者であ	イ 特別支援学校等を卒業した者,継
	って,地域生活を営む上で身体	続した通院により症状が安定してい
	機能の維持・回復などの支援が必	る者等であって、地域生活を営む上
	要な者	で,生活能力の維持・回復などの支
		援が必要な者
支給量単位	1日	1日
支給量	(当該月日数) - (8日)	(当該月日数) - (8日)
標準利用期間	18か月	24か月(長期入院等していた者又は
	※暫定支給決定期間あり	これに類する事由のある障がい者にあ
		っては36か月)
		※暫定支給決定期間あり

## 2 宿泊型自立訓練

## (1) サービスの概要

サービス名称	宿泊型自立訓練
サービス内容	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させる
	ための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
対象者	自立訓練(生活訓練)のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用して
	いる者等であって,地域移行に向けて一定期間,居住の場において帰宅後にお
	ける生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な者
支給量単位	1 日
支給量	当該月の日数
標準利用期間	24か月(長期入院等していた者又はこれに類する事由のある者にあっては
	3 6 か月)
	※暫定支給決定期間あり

## (留意事項)

※ 自立訓練(生活訓練), 宿泊型自立訓練の標準利用期間について,「長期間」とは概ね 1 年以

上を想定している。また、「これに類する事由のある者」とは、長期間の引きこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障がいのある者など2年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者をいう。

## 3 就労移行支援

#### (1) サービスの概要

サービス名称	就労移行支援	就労移行支援 (養成施設)
サービス内容	就労を希望する65歳未満の障がい者が一般就労へ移行するため、生産活動、	
	職場体験その他の活動の機会の提供を行い、適性にあった職場探しや就労後の	
	職場定着のための支援を実施する	
対象者	就労を希望する者であって,単独で	あん摩マッサージ指圧師免許, はり師免
	就労することが困難であるため、就	許又はきゅう師免許を取得することに
	労に必要な知識及び技術の習得, 又	より、就労を希望する者
	は就労先の紹介その他の支援が必	
	要な65歳未満の者	
支給量単位	1日	
支給量	(当該月日数) - (8日)	
標準利用期間	2 4 か月	36か月又は60か月
	※暫定支給決定期間あり	

## (留意事項)

- 1 4年生大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校(以下「大学等」という。)に在学中であっても就労移行支援の利用については、次の各号のいずれも満たす場合に支給決定を行うことがある。
  - (1) 大学等や地域における就労支援機関等による就職支援の実施が見込めない場合,又は困難である場合
  - (2) 大学等卒業年度であって、卒業に必要な単位取得が見込まれており、就労移行支援の利用に支障がない者
  - (3) 本人が就労移行支援の利用を希望し、就労移行支援の利用により効果的かつ確実に就職につなげることが可能であると市長が判断した場合
- 2 就労移行支援は就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用される ことが可能と見込まれる者に対してサービスを提供するものであるが、利用開始時65歳未満 の障がい者は、引き続き利用することが可能。
- 3 一般就労している障がい者が休職した場合の就労系障害福祉サービスの利用については、次 の各号のいずれも満たす場合には、就労系障害福祉サービスの支給決定を行うことができる。
  - (1) 当該休職者を雇用する企業,地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援(例:リワーク支援)の実施が見込めない場合,又は困難な場合
  - (2) 休職中の障がい者本人が復職を希望し、企業及び主治医が、復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断した場合

(3) 休職中の障がい者にとって、就労継続支援サービスを実施することにより、より効果的かっ確実に復職につなげることが可能であると判断した場合

## 4 就労継続支援

(1) サービスの概要

サービス名称	就労継続支援A型	就労継続支援B型
サービス内容	通常の事業所に雇用されることが困難	通常の事業所に雇用されることが困難
	な障がい者のうち、適切な支援により	な障がい者のうち通常の事業所に雇用
	雇用契約等に基づき就労する者につ	されていた障がい者であってその年
	き、生産活動その他の活動の機会の提	齢、心身の状態その他の事情により引
	供その他の就労に必要な知識及び能力	き続き当該事業所に雇用されることが
	の向上のために必要な訓練その他の必	困難となった者、就労移行支援によっ
	要な支援を行う。	ても通常の事業所に雇用されるに至ら
		なかった者その他の通常の事業所に雇
		用される事が困難な者につき, 生産活
		動その他の活動の機会の提供その他の
		就労に必要な知識及び能力の向上のた
		めに必要な訓練その他の必要な支援を
		行う。
対象者	企業等に就労することが困難な者であ	就労移行支援事業等を利用したが一般
	って、雇用契約に基づき、継続的に就	企業等の雇用に結びつかない者や,一
	労することが可能な65歳未満の者又	定の年齢に達している者などであっ
	は65歳以上の者(65歳に到達する	て、就労の機会等を通じ、生産活動に
	前5年間(入院その他やむを得ない事	係る知識及び能力の向上や維持が期待
	由により障害福祉サービスに係る支給	される者
	決定を受けていなかった期間を除く。)	
	引き続き障害福祉サービスに係る支給	
	決定を受けていたものであって, 65	
	歳に達する前日において就労継続支援	
	A型に係る支給決定を受けていたもの	
	に限る。)	
支給量単位	1日	
支給量	(当該月日数) - (8日)	(当該月日数)- (8日)
	※暫定支給決定期間あり	
支給期間	3年間の範囲内で認める期間	3年間の範囲内で認める期間
		(支給決定時50歳未満の者は1年)
	l	

## (留意事項)

1 在学中,年齢制限の緩和(就労継続支援A型に限る。),休職中の者に対する取扱いに関して

は,就労移行支援と同様とする。

2 就労継続支援B型の新規申請を希望している65歳以上の障がい者については原則,介護 保険優先となる。従って,介護認定の有無や就労継続支援B型の必要性,類似する社会資源の 有無,計画相談支援専門員の意見聴取等を考慮して判断することとする。

## 5 就労定着支援

(1) サービスの概要

サービス名称	就労定着支援	
サービス内容	生活介護,自立訓練,就労移行支援又は就労継続支援(以下「就労移行支援等」	
	   という。)を利用して,通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継	
	   続を図るため,企業,障害福祉サービス事業者,医療機関等との連絡調整を行	
	うとともに, 雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題	
	に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。	
対象者	就労移行支援等を利用した後,通常の事業所に「新たに雇用された者であって、	
	就労を継続している期間が6月を経過した者(病気や障がいにより通常の事業	
	所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した者であって、就労を継続	
	している期間が6月を経過した者も含む。)	
支給量単位	1日	
支給量	当該月の日数	
標準利用期間	3年	
	※3年を超えての更新決定はできない。	

## 6 共同生活援助

(1) サービス概要

共同生活援助
入居者に対して, 日常生活上の介護及び援助を行う。
ア 身体障がい者にあっては、65歳未満の者又は65歳までに障害福祉サー
ビス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者
イ 障害支援区分は不要。ただし、食事・入浴・排せつ介助等が必要な場合は
障害支援区分を取得する必要がある。
1日
当該月の日数
3年間の範囲内で認める期間

## (留意事項)

- 1 原則グループホーム入居者は居宅介護及び重度訪問介護は利用できない。しかし、次のいず れかに該当する場合は利用可能。
  - (1) 重度訪問介護,同行援護又は行動援護の対象者であって,障害支援区分4,障害支援区分5 又は障害支援区分区分6に該当する者が,当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者

による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合

- (2) 区分4,区分5,区分6に該当する者であり、次のア及びイのいずれにも該当する者が、 共同生活住居内において、当該指定共同生活援助の従業者以外の者による居宅介護(身体介 護が中心である場合に限る。)の利用を希望する場合
  - ア 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置づけられていること。
  - イ 居宅介護利用について,市長が必要と認めること。
- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所で、受託居宅介護サービスを利用できるのは、障害支援区分2以上に該当する者が対象となる。また、支給量は受託居宅介護サービスの支給標準時間(分/月)に基づき設定するものとする。

区分	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
時間	150分/月	600分/月	900分/月	1,300分/月	1,900分/月

#### 7 自立生活援助

(1) サービス概要

サービス名称	自立生活援助
サービス内容	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回
	又は通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必
	要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常
	生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。
対象者	障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障がい者
	又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であ
	っても, 当該家族が障がいや疾病等のため居宅における自立した日常生活を営
	む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者であって
	支援を要する者
支給量単位	1日
支給量	当該月の日数
標準利用期間	1年

#### 第10 地域相談支援について

地域相談支援は、地域移行や地域で安心して暮らすための相談支援であり、入所・入院中の障がい者が退所・退院するための支援や地域で居宅において単身等で生活する者への常時の連絡体制の確保や緊急時の支援が該当する。

- 1 地域相談支援(地域移行支援)
  - (1) サービス概要

サービス名称	地域移行支援
1 ) C > (-D //1)	坦城物17人16

サービス内容	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精
	神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要
	とする者に、住居の確保その他地域における生活に移行するための相談その他
	必要な支援を行う。
対象者	次に掲げる者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者
	ア 障害者支援施設,のぞみの園,児童福祉施設又は療養介護施設に入所して
	いる障がい者
	※児童福祉施設に入所する18歳以上の者,障害者支援施設に入所する障
	がい者とみなす障がい児(15歳以上)も対象
	イ 精神科病院に入院している精神障がい者
	ウ 救護施設又は厚生施設に入所している障がい者
	エ 刑事施設 (刑務所, 少年刑務所, 拘置所) 又は少年院に収容されている障
	がい者
	オ 更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター, 就業支
	援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者
支給量単位	1 か月
支給期間	6か月以内

※ 支給決定期間は6か月以内とし、必要な場合はさらに6か月の更新ができるものとする。それ以上に更新が必要な場合は、必要な書類(モニタリング票、アセスメント票、必要性の理由 書等)の提出を求め、旭川市障害者自立支援審査会の個別審査を経て判断する。

## 2 地域相談支援(地域定着支援)

## (1) サービスの概要

サービス名称	地域定着支援
サービス内容	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、緊
	急の事態等に相談その他必要な支援を行う。
対象者	ア 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
	イ 居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障が
	い,疾病等のため,緊急時の支援が見込めない状況にある者
支給量単位	1 か月
支給期間	1年以内

## (留意事項)

※ 支給決定期間は1年以内とし、必要な場合はさらに1年間の更新ができるものとする。それ 以上に更新が必要な場合は、必要な書類(モニタリング票、アセスメント票、必要性の理由書 等)の提出を求め、旭川市障害者自立支援審査会の個別審査を経て判断する。